

○譲許表（品目別関税撤廃スケジュール）の読み方

※協定毎に異なるので注意！

（例）日インドネシア協定 譲許表

関税が毎年均等に引下げられる品目の引下げが開始される基準となる税率

関税の引下げ撤廃の区分を表示

「区分」が示す内容の注釈を数字で表示

Column 1 Tariff Item Number (関税率表番号)	Column 2 Description of Good (品名)	Column 3 Base Rate (基準税率)	Column 4 Category (区分)	Column 5 Notes (注釈)
70.14	Signalling glassware and optical elements of glass (other than those of heading 70.15), not optically worked.			
7014.00.10.00	- For motor vehicles	5%	B3 A	2 即時撤廃
7014.00.90	- Other:			
7014.00.90.10	-- For lighthouse lamps, ships lanterns, locomotive and railway rollingstock lanterns, lamps for aircraft and beacons			
7014.00.90.90	-- Other	5%	B3	段階的引下げ

Column 4（区分） ※日インドネシア協定

A	協定発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定発効日から（n+1回）の毎年均等な関税引下げ	段階的関税引下げ撤廃品目
P	Column5（注釈）に従って関税引下げ、撤廃	段階的関税引下げ撤廃品目 段階的関税削減品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

Column 5（注釈） ※日インドネシア協定

1	均等な関税引下げ税率（5.0%から無税までの均等引下げにより、2010年1月1日に撤廃）
2	免税措置の条件（特定用途に係る免税措置、再輸出等に係る免税措置）
3	関税引下げ税率（協定発効日から15%、2016年1月1日から12%）
4	均等な関税引下げ税率（5.0%から無税までの均等引下げにより、2009年1月1日に撤廃）
5	関税引下げ税率（協定発効日から20.0%、2016年1月1日から16.0%）
6	〃（協定発効日から10.0%、2016年1月1日から5.0%もしくは韓アセアンFTAの低い方の税率）
7	均等な関税引下げ税率（10.0%から無税までの均等引下げにより、2010年1月1日に撤廃）
8	関税引下げ税率（協定発効日から13%、08年1月1日10%、09年8%、10年6%、11年4%、12年無税）
9	均等な関税引下げ税率（15.0%から無税までの均等引下げにより、2011年1月1日に撤廃）
10	均等な関税引下げ税率（8.0%から無税までの均等引下げにより、2009年1月1日に撤廃）
11	関税引下げ税率（協定発効日から8%、2016年1月1日から5%もしくは韓アセアンFTAの低い方の税率）
12	関税引下げ税率（協定発効日から8.0%、2016年1月1日から6.4%）
13	〃（協定発効日から60%、12年1月1日20%、16年から5%もしくは韓アセアンFTAの低い方の税率）
14	〃（協定発効日から45%、12年1月1日20%、16年から5%もしくは韓アセアンFTAの低い方の税率）
15	〃（協定発効日から40%、12年1月1日20%、16年から5%もしくは韓アセアンFTAの低い方の税率）

例) 日タイ協定 譲許表

日タイ協定の場合、以下のように関税削減スケジュールが見やすくなっています。

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5										
Tariff Item Number (関税率表番号)	Description of Good (品名)	Category (区分)	Notes (注釈)	Rate of customs duty (関税率)										
				1st year	2nd year	3rd year	4th year	5th year	6th year	7th year	8th year	9th year	10th year	As from 11th year
39.11	Petroleum resins, coumarone-indene resins, polyterpenes, polysulphides, polysulphones and other products specified in Note 3 to this Chapter, not - Petroleum resins, coumarone, indene or coumaroneindene resins and polyterpenes - Other	A		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3911.10														
3911.90		B		9.09%	8.18%	7.27%	6.36%	5.45%	4.55%	3.64%	2.73%	1.82%	0.91%	0

B10 (協定発効日から 11 回の均等関税引下げ)、※協定発効時にまず 1 段階、関税が削減されます

Column 3 (区分) ※日タイ協定

A	協定発効日に関税撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定発効日から (n+1 回) の毎年均等な関税引下げ	段階的関税引下げ・撤廃品目
P	協定発効日から不均衡な関税引下げ、撤廃	段階的関税引下げ・撤廃品目
Q	関税割当	輸出国が発給する証明書が必要
R	協定発効後、一定期間を経て関税撤廃等を交渉	再交渉品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

例) 日スイス協定 譲許表

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5	Column 6
Tariff line (関税率表番号)	Description of products (品名)	Category (区分)	Preferential duty rate applied (CHF) (特惠税率)	Preferential duty rate MFN minus (CHF) (特惠税率)	Terms and Conditions (条件)
2002	Tomatoes prepared or preserved otherwise than by vinegar or acetic acid - tomatoes, whole or in pieces: - - in containers holding more than 5 kg - - in containers holding not more than 5 kg - other: - - in containers holding more than 5 kg - - in containers holding not more than 5 kg: - - - tomato pulp, purée and concentrates, in airtight containers, of a dry extract content of 25% or more by weight, composed of tomatoes and water, whether or not salted or otherwise seasoned				
2002.10					
2002.1010		P1	2.50		
2002.1020		P1	4.50		
2002.90					
2002.9010		X			
2002.9021		A			

Column 3 (区分) ※日スイス協定 段階的撤廃を行う品目はなし。

A	協定発効日に関税撤廃 (即時関税撤廃品目) ※鉱工業品は全ての品目において即時撤廃
P1	協定発効日から、Column 4 に示される税率に引き下げられる。 ※P1= (Column 5) %
P2	協定発効日から、MFN 税率より Column 5 に示される税率を引いた税率が適用される ※P2= (MFN 税率) - (Column 5) %
P3	協定発効日から、対象の加工農産品において工業エレメント部分の関税を撤廃し、農業エレメントの税率が適用される。 P3= (MFN 税率) - (工業エレメント)
X	関税撤廃等の譲許なし
Y	関税撤廃等の譲許なし。さらに、WTO 農業協定第 9 条に定義される輸出補助金が維持される。

<日 ASEAN 協定の場合>

日アセアン協定における原産地規則は、全ての国で共通（1つの原産地規則）ですが、譲許表（関税撤廃スケジュール）は国によって異なりますので、ご注意ください。

例) 日アセアン協定一タイの譲許表

Column 1	Column 2	Column 3	Column 4	Column 5
Tariff Item Number (関税率表番号)	Description of Goods (品名)	Base Rate (基準税率)	Category (区分)	Notes (注釈)
39.11	Petroleum resins, coumarone-indene resins, polyterpenes, polysulphides, polysulphones and other products specified in Note 3 to this Chapter, not elsewhere specified or included, in primary forms.	5%		
3911.10	- Petroleum resins, coumarone, indene or coumarone-indene resins and polyterpenes		A	
3911.90	- Other		B10	

<日アセアン協定の各国共通事項>

A	協定発効日に関税撤廃（即時撤廃）
Bn	協定発効日から（n+1回）の毎年均等な関税引下げ
R	関税削減（最終税率・削減方法の詳細は各国ごとに異なる）
C	関税維持
X	関税撤廃等の譲許なし（除外品目）

※年数の数え方：発効年（2008年）を1年目と数えるため、2018年は11年目。

【タイのみ（日アセアン協定）】

・ A, B2, B3, B4, B5, B6, B7, B8, B10, C, X は各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	note	内容
B6*		ベースレートを維持し、7年目に関税撤廃（サドンデス）
B9*		ベースレートを維持し、10年目に関税撤廃（サドンデス）
B10*		ベースレートを維持し、11年目に関税撤廃（サドンデス）
R	(a)	11分割して、段階的に10%まで削減
Q	(b)	関税割当品目の内枠分について、ベースレートを27%とし、11分割して段階的に関税撤廃
Q	(c)	関税割当品目の内枠分について、ベースレートを40%とし、11分割して段階的に関税撤廃
Q	(d)	関税割当品目の内枠分について、ベースレートを20%とし、11分割して段階的に関税撤廃
P	(e)	発効時にMFN税率と5%の低い方を適用し、6年目に関税撤廃
R	(f)	11分割して、段階的に20%まで削減

【インドネシアのみ（日アセアン協定）】

・ A, B3, B7, B10, C, X は各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	Note	内容
B2*		2010年までに段階的に関税撤廃（年限撤廃※）

B3*		2011年までに段階的に関税撤廃（年限撤廃）
B4*		2012年までに段階的に関税撤廃（年限撤廃）
B5*		発効時に13%、09年10%、10年8%、11年6%、12年4%、13年に撤廃
R	(a)	17分割して段階的に5%まで削減

※発効年に関わらず、関税撤廃年が決められているもの。

【マレーシアのみ（日アセアン協定）】

・A, B3, B4, B5, B6, B7, B9, B10, C, Xは各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	Note	内容
B2*		発効時及び09年はCEPTの関税率もしくは5%の低い方を適用、2010年に撤廃
B5*		発効時に関税率を20%、4年目に10%、6年目に撤廃
B7*		発効時に関税率を20%、6年目に10%、8年目に撤廃
B9*		2017年までに段階的関税撤廃（年限撤廃）
B10*		発効時に関税率を15%、6年目に10%、8年目に5%、11年目に撤廃
R	(a)	11分割して段階的に5%まで削減
R	(b)	11分割して段階的に10%まで削減
R	(c)	11分割して段階的に20%まで削減
R	(d)	発効時に関税率を50%、6年目に30%、11年目に20%まで削減

【ベトナムのみ（日アセアン協定）】

・A, B2, B4, B6, B8, B10, B15, B16, C, Xは各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	Note	内容
B5*		ベースレートを維持し、6年目に関税撤廃（サドンデス）
B10*		ベースレートを維持し、11年目に関税撤廃（サドンデス）
B10**	(a)	発効時に関税を2%にし、11年目に関税撤廃
B10**	(b)	発効時に関税を3%にし、11年目に関税撤廃
B10**	(c)	発効時はベースレート、2年目に1%、11年目に撤廃
B10**	(d)	発効時はベースレート、2年目に3%、11年目に撤廃
B15*		ベースレートを維持し、16年目に関税撤廃（サドンデス）
B16*		ベースレートを維持し、17年目に関税撤廃（サドンデス）
R1		ベースレートを維持し、18年目に5%まで削減
R2		ベースレートを維持し、16年目に50%まで削減
*		CKDに該当。ベトナム国内の分類に従う（実質的に存在しなくなったライン）

【フィリピンのみ（日アセアン協定）】 ※協定未発効（2009年8月現在）

・A, B5, B7, B10, C, Xは各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	Note	内容
B4*		ベースレートを維持し、5年目に関税撤廃（サドンデス）
B5*		発効時はベースレート、2年目より5段階で関税撤廃

B5**		ベースレートを維持し、6年目に関税撤廃（サドンデス）
B10*		発効時はベースレート、2年目より10段階で関税撤廃
B10**		5年目までベースレート維持、6年目より6段階で関税撤廃
R	(a)	11分割して段階的に5%まで削減
R	(b)	発効時はベースレート、2年目に20%まで削減
R	(c)	ベースレートを維持し、9年目に5%まで削減

【カンボジア、ラオス、ミャンマーのみ（日アセアン協定）】 ※カンボジアは未発効

・ A, C, X は各国共通事項参照。B（関税撤廃）の撤廃方法は以下のとおり。

X =ベースレート	ラオス、ミャンマーは各年4月1日、カンボジアは各年1月1日までに実施							
	2008	2011	2014	2017	2019	2021	2023	2026
40% ≤ X	ベースレート	40%	30%	25%	20%	10%	5%	0%
35% ≤ X < 40%	35%	30%	25%	20%	15%	10%	5%	0%
30% ≤ X < 35%	30%	30%	25%	20%	15%	10%	5%	0%
25% ≤ X < 30%	25%	20%	20%	15%	15%	10%	5%以下	0%
20% ≤ X < 25%	20%	20%	15%	15%	10%	10%	5%以下	0%
15% ≤ X < 20%	15%	15%	15%	10%	10%	10%	5%以下	0%
10% ≤ X < 15%	10%	10%	10%	10%	8%	5%	5%以下	0%
7% ≤ X < 10%	7%*	7%*	7%*	5%	5%	5%	5%以下	0%
5% ≤ X < 7%	5%	5%	5%	5%	5%	5%	5%以下	0%
< 5%	ベースレート							0%

*ミャンマーについて、表中の7%に該当する税率が7.5%の場合、7.5%の税率を維持可能

・ 上記以外のオファーは以下のとおり

	Note	内容
R	(a)	ベースレートを維持し、19年目に5%に削減

【ブルネイのみ（日アセアン協定）】

・ A, B3, B4, B6, B8, B10, C, X は各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	Note	内容
R	(a)	9分割して、段階的に5%まで削減
R	(b)	11分割して、段階的に5%まで削減

【シンガポール（日アセアン協定）】 全て即時撤廃のため、譲許表なし

<参考>日本の場合

・ A, B5, B7, B10, B15, C, X は各国共通事項参照。それ以外は以下のとおり。

	Note	内容
R	(f)	11分割して段階的に5%まで削減

○原産地規則および品目別規則

各協定の原産地規則、品目別規則をご確認ください。日商 HP でも確認可能。

シンガポール ※日本の全ての原産品に対して、シンガポール側 EPA 税率はゼロ。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/singapore/jsepa-2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/singapore/f_kaisei.html

メキシコ

(1) 原産地規則 ※英文は 23 頁以降、和文は 37 頁以降参照(36 頁と記載)

英文	http://www.mofa.go.jp/region/latin/mexico/agreement/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty161_1a.pdf

(2) 品目別規則 ※英文は、日メキシコ協定の附属書 4 を参照ください。和文は 528 頁以降参照(527 頁と記載されています)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/latin/mexico/agreement/annex4.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty161_1a.pdf

マレーシア

(1) 原産地規則 ※英文は 27 頁以降、和文は 43 頁以降参照。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/content.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/pdfs/wabun.pdf

(2) 品目別規則 ※品目別規則は、日マレーシア協定の附属書 2 を参照ください(日本語、英語)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/malaysia/epa/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/pdfs/fuzoku02.pdf

チリ

(1) 原産地規則 ※英文は 17 頁以降、和文は 26 頁以降(25 頁と記載されています)参照。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/latin/chile/joint0703/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/pdfs/kyotei.pdf

(2) 品目別規則 ※英文は、316 頁以降参照、(438 頁と記載)和文は 202 頁以降参照(386 頁と記載)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/latin/chile/joint0703/annex.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/pdfs/fuzokusho.pdf

タイ

(1) 原産地規則 ※英文は 25 頁以降、和文は 41 頁以降参照(40 頁と記載)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/mokuji.pdf

(2) 品目別規則 ※原産地規則は、日タイ協定の附属書 2 を参照ください(英文・和文)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/thailand/epa0704/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/pdfs/fuzoku02.pdf

インドネシア

(1) 原産地規則 ※英文は 27 頁以降、和文は 43 頁以降参照。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/pdfs/mokuji.pdf

(2) 品目別規則 ※原産地規則は、日インドネシア協定の附属書2を参照ください(英文・和文)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/indonesia/epa0708/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/pdfs/fuzoku02.pdf

ブルネイ

(1) 原産地規則 ※英文は23頁以降、和文は37頁以降参照。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/brunei/epa0706/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/brunei/pdfs/mokuji.pdf

(2) 品目別規則 ※原産地規則は、日ブルネイ協定の附属書2を参照ください(英文・和文)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/brunei/epa0706/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/brunei/pdfs/fuzoku02.pdf

フィリピン

(1) 原産地規則 ※英文は31頁以降(30頁と記載)、和文は45頁以降(44頁と記載)参照。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/epa0609/main.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/mokuji.pdf

(2) 品目別規則 ※原産地規則は、日フィリピン協定の附属書2を参照ください(英文・和文)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/philippine/epa0609/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/pdfs/fuzoku02.pdf

スイス

(1) 原産地規則 ※37頁以降参照(57頁と記載。和文は42頁以降)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/europe/switzerland/epa0902/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/pdfs/mokuji.pdf

(2) 品目別規則 ※原産地規則は、日スイス協定の附属書2を参照ください(英文・和文)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/europe/switzerland/epa0902/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_swit/pdfs/fuzoku02.pdf

ベトナム

(1) 原産地規則 ※英文は21頁以降、和文は35頁以降参照。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/pdfs/mokuji.pdf

(2) 品目別規則 ※原産地規則は、日ベトナム協定の附属書2を参照ください(英文・和文)。

英文	http://www.mofa.go.jp/region/asia-paci/vietnam/epa0812/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/vietnam/pdfs/fuzoku02.pdf

アセアン

(1) 原産地規則 ※22頁以降参照(和文は34頁以降)。

英文	http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/agreement.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k.pdf

(2) 品目別規則 ※品目別規則は、日アセアン協定の附属書2を参照ください(英文・和文)。

英文	http://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/asean/annex2.pdf
和文	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/pdfs/ajcep_k2.pdf

＜参考＞各協定における特定原産地証明書の記入項目比較表（留意事項）

日マレーシア協定	日マレーシア協定	日フィリピン協定	日タイ協定	日インドネシア協定	日ブルネイ協定
1. 原産地基準(第5欄)					
○完全生産品	A	A	WO	A	A
○原材料のみから生産される産品	B	B	PE	B	B
○品目別規則を満たす産品	C	C	PS	C	C
○原産地番号変更基準の特例産品	D	-	-	-	-
2. その他(原産地基準(第5欄))					
○黒糖の適用があった場合	AGU	AGU	AGU	AGU	AGU
○産物の適用があった場合	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI
○代替材の適用があった場合	FGM	FGM	-	FGM	FGM
○中間材料の適用があった場合	IM	-	-	-	-
3. 特殊な品名(第4欄)	フルーツ、ジャム、チキラー等	キルト、アムダーダカ等	みりん、ウズベクカレ等	綿果実ワイン及びタイの蒸留酒、特定の品目及び製品証明書の番号を入力	号HS6桁を分類してできた細分毎に品目別規則を策定している品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力 えび、みりん、穀物(7ルーツ)11未満等
4. 7セブアン第三国産材料(第4欄)	みりん、いぐさ等 第16条、第19条～20条の産品 7セブアン第三国の材料名、国名 第19条又は20条の産品 ：日本、7ルーツ又は7セブアン第三国で収穫等された材料名、国名 第50条～63条の産品 ：7ルーツ又は7セブアン第三国の材料名、国名 工程又は作業名、国名	キルト、アムダーダカ等 第16(4)の産品： 材料名、10TCに登録された産品、登録番号、登録国名 第50条～63条の産品 ：7セブアン又は7セブアン第三国の材料名、国名 工程又は作業名、国名	第16(4)の産品： 材料名、10TCに登録された産品、登録番号、登録国名 第7条、第16条、第19条～20条の産品 ：7セブアン第三国の材料名、国名 第6条、第63条の産品： タイ又は7セブアン第三国の材料名、国名 工程又は作業名、国名	第30条～63条の産品 ：7セブアン又は7セブアン第三国の材料名、国名 工程又は作業名、国名 第4条、第11条、16条～20条、29条の産品 ：7セブアン又は7セブアン第三国の材料名、国名 第50条～63条の産品 ：7セブアン又は7セブアン第三国の材料名、国名 工程又は作業名、国名	
5. インボイス番号及び日付					
＜原則＞	協定相手国への輸入申告で使用されるインボイス番号及び日付(第二国インボイスが使用される場合は当該インボイス番号及び日付)、第三国インボイスが発行される旨の文言				
○発給に第三国インボイス番号が不明(第7欄)	第三国で発行されるインボイス番号及び日付				
(第8欄)	第二国で発行されるインボイスの発行者の名称及び住所				
○発給時に第三国インボイス番号が不明(第7欄)	日本で輸出発行者のインボイス番号及び日付				
(第8欄)	第三国で発行されるインボイスの発行者の名称及び住所				
6. 再発給(第8欄)	[DUPLICATE]	再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日及び番号	第三国で発行されるインボイスの発行者の名称及び住所	第三国で発行されるインボイスの発行者の名称及び住所	日本で輸出発行者のインボイス番号及び日付
7. 再発給(第9欄)	[ISSUED RETROSPECTIVELY]	[ISSUED RETROSPECTIVELY]			

原産地証明書の記入項目比較表（留意事項）

日アセアン協定	日スイス協定	日ベトナム協定
WO		WO
PE		PE
CTH or RVC	記載なし	CTH or LVC
CTC or RVC or SP ※2208.90 (みりん)の場合はCTH and RVC		CTC or LVC or SP
ACU		ACU
DMI	記載なし	DMI
-		IIM
号(HS6桁)を分割してできた細分毎に品目別規則を策定している品名は、当該細分への該当が判断できる品名を入力 みりん、飲み物(アルコール%未満)、キルト等	特になし	号(HS6桁)を分割してできた細分毎品目別規則を策定している品目は、該当が判断できる品名を入力 カレー、醤油等
-	-	第50類～63類の産品 ベトナム又はアセアン第三国の材料名、工程又は作業名、国名
協定相手国への輸入申告で使用するインボイス番号及び日付、第三国インボイス使用の場合は当該インボイス番号及び日付(Third Country Invoicingへの)、第三国インボイス日付が不明の場合、第三国インボイスが発効される旨の文言	知りうる限り記載。 不明な場合は省略可。	協定相手国への輸入申告で使用するインボイス番号及び日付(第三国インボイスが使用される場合は当該インボイス番号及び日付)、第三国インボイスが発行される旨の文言
第三国で発行されるインボイス番号及び日付		
第三国で発行されるインボイスの発行者の名称及び住所		
日本で輸出者発行のインボイス番号及び日付	記載なし	日本で輸出者発行のインボイス番号及び日付
第三国発行のインボイスの発行者の名称及び住所		第三国発行のインボイスの発行者の名称及び住所
オリジナルの原産地証明書の発給日及び番号		
「ISSUED RETROACTIVELY」にチェック	「ISSUED RETROACTIVELY」	「ISSUED RETROACTIVELY」

<日メキシコ協定> 特定原産地証明書の留意事項

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES
FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP
CERTIFICATE OF ORIGIN

1. Exporter's Name and Address: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)		Certification No. (証明書番号)			
		3. Importer's Name and Address: (欄3) メキシコの輸入者(英文名称、住所、国名)			
2. Producer's Name and Address: (欄2) 原産品の生産者(英文名称、住所、国名) ※輸出者と同じ場合は「SAME」と表示 ※表示しない場合は、税関の求めに応じて回答と表示		4. Transport details(optional) (欄4) 輸送手段 ※積送基準を満たしている必要あり ※記載は任意 From (出港地) To (経由地) Via (荷揚地) (船名、フライト番号、船積み(予定)日)			
5. HS Tariff Classification Number (欄5) HS番号 6桁のHS番号	6. Description of goods (欄6) 商品の詳細 ※商品毎に詳細を記載してください。インボイスに記載されている表現および統一システム(HS)の当該商品に関する表現との関連づけがわかるように記載	7. Quantity (欄7) 数量 ※商品毎の数量	8. Preference criterion (欄8) 特惠基準 A基準(A) (完全生産品) B基準(B) (原産材料のみから生産される商品) C基準(C) (品目別規則を満たす商品) D基準(D) (関税番号変更基準の特例産品)	9. Other instances (欄9) 他の基準 <救済規定> 僅少(DMI) 累積(ACU) 代替性のある商品および材料(FGM) 中間材(IM)	10. Invoice (欄10) ※インボイス商品毎のインボイス番号 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は記載不要
11. Remarks: (欄11) 備考 (避及発給の場合) ISSUED RETROSPECTIVELYが自動印字 (再発給の場合) DUPLICATEが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字					
12. Declaration by the Exporter or Producer: (欄12) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: · the good(s) described above meet the condition(s) required for the issue of this certificate; · the information that supports this Certificate is true and accurate and I assume the responsibility for proving such representations in accordance with the Agreement. Place and Date: _____ Signature: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日 ※署名は発給申請者サイン Name: _____ Company: _____ ※名前、会社名は発給申請者の名前、会社名 Title: _____ Telephone / Fax: _____ ※役職、電話/FAXは申請者の役職、電話/FAX E-mail: _____ ※E-mailは申請者のE-mail			13. Certification: (欄13) 認証(商工会議所使用欄) The undersigned, hereby certifies, on the basis of the documentation necessary to support this Certificate, that the above-mentioned good(s) are considered as originating. This Certificate consists of _____ pages, including all attachments. Competent governmental authority or Designee office: The Japan Chamber of Commerce and Industry Stamp: _____ ※証明印(自動印字) Issuing Country: _____ Place and Date: _____ Signature: _____ ※発給国は日本 ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン		

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES
FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP

CERTIFICATE OF ORIGIN

Annex Page

Please print or type.

		Certification No. (証明書番号)			
2. Producer's Name and Address: (欄2) 原産品の生産者(英文名称、住所、国名) ※生産者が2社以上の場合は本紙(Annex)に印字されます。 ※輸出者と同じ場合は「SAME」と表示 ※表示しない場合は、税関の求めに応じて回答と表示					
5. HS Tariff Classification Number (欄5) HS番号 6桁のHS番号	6. Description of goods (欄6) 商品の詳細 ※商品毎に詳細を記載してください。インボイスに記載されている表現および統一システム(HS)の当該商品に関する表現との関連づけがわかるように記載	7. Quantity (欄7) 数量 ※商品毎の数量	8. Preference criterion (欄8) 特惠基準 A基準(A) (完全生産品) B基準(B) (原産材料のみから生産される商品) C基準(C) (品目別規則を満たす商品) D基準(D) (関税番号変更基準の特例産品)	9. Other instances (欄9) 他の基準 <救済規定> 僅少(DMI) 累積(ACU) 代替性のある商品および材料(FGM) 中間材(IM)	10. Invoice (欄10) ※インボイス商品毎のインボイス番号 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は記載不要
Exporter or Producer: Signature: Name:		Competent governmental authority or Designated Office: The Japan Chamber of Commerce and Industry Signature:		Number of Annex page	

<日マレーシア協定> 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's Name, Address, and country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)</p>	<p>Reference No. (証明書番号)</p>		<p>Number of page (ページ番号) /</p>
<p>2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country: (欄2) マレーシアの輸入者(英文名称、住所、国名)</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF MALAYSIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p>CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p>Issued in Japan</p>		
<p>3. Means of transport and route (as far as known) (欄3) 輸送手段(知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり Departure Date: (日本 ⇒ マレーシア) (出港日) Port of Discharge: (仕向地)</p>			
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; other instance (欄4) 項目番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号</p> <p><特殊な品名> 号(HS番号6ケタ)を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力(みりん、いくさ等)</p> <p><アセアン第三国産材料> 第16類、第18類~20類の産品: アセアン第三国の材料名、国名 第19類または20類の産品: マレーシアまたはアセアン第三国で収穫等された材料名、国名 第50類~63類の産品: マレーシアまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名</p> <p>Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p> <p>Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>	<p>5. Preference criterion (欄5) 特惠基準</p> <p>A基準(A) (完全生産品)</p> <p>B基準(B) (原産材料のみから生産される産品)</p> <p>C基準(C) (品目別規則を満たす産品)</p> <p><救済規定> 僅少(DMI) 累積(ACU) 代替性のある産品 および材料 (FGM)</p>	<p>6. Quantity or gross weight, and FOB value (optional) (欄6) 数量または重量 FOB価格は任意</p>	<p>7. Invoice number and date (欄7) インボイス番号と日付</p> <p><記載方法> 輸入通関にて</p> <p>①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付</p> <p>②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は記載不要</p>
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>			
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓</p> <p>I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____</p> <p>Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日</p> <p>Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン</p> <p>Name(printed): _____</p> <p>Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証(商工会議所使用欄)</p> <p>The undersigned hereby certifies that the above-mentioned good(s) are considered as originating.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office: _____</p> <p>Stamp: _____</p> <p>Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン</p> <p>Signature: _____</p>		

<日チリ協定> 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's Name, Address, and country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)</p>	<p>Certification No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号) /</p>	
<p>2. Importer's Name, Address and Country: (欄2) チリの輸入者(英文名称、住所、国名) ※遡及発給の場合は船積日を印字。</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan</p>		
<p>3. Transport details (means and route)(as far as known) (欄3) 輸送手段(知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ チリ)</p>			
<p>4. Item number (as necessary): Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number (欄4) 項目番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号 <特殊な品名> 号(HS番号6ケタ)を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力(みりん、インスタントカレー等) Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>	<p>5. Preference criterion (欄5) 特惠基準 A基準 (A) (完全生産品) B基準 (B) (原産材料のみから生産される製品) C基準 (C) (品目別規則を満たす製品) D基準 (D) (関税番号変更基準の特例製品) <救済規定> 僅少 (DMI) 累積 (ACU) 代替性のある製品 および材料 (FGM)</p>	<p>6. Quantity or gross weight (欄6) 数量または重量</p>	<p>7. Invoice number (s) and date(s) (欄7) インボイス番号と日付 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は記載不要</p>
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>			
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the insurance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日 Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン Name(printed): _____ Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証(商工会議所使用欄) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent authority or Designee office: _____ Stamp: _____ Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン Signature: _____</p>		

<日タイ協定> 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's Name, Address, and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>Reference No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号) /</p>	
<p>2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country: (欄2) タイの輸入者 (英文名称、住所、国名) ※遡及発給の場合は船積日を印字。</p>	<p style="text-align: center;">AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p style="text-align: center;">CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p style="text-align: center;">Issued in Japan</p>		
<p>3. Means of transport and route (欄3) 輸送手段 (知りうる限りで) ※構成基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ タイ)</p>			
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number (欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号</p> <p><特殊な品名> 熱帯果実ワインおよびタイの蒸留酒：特定の品目および製造証明書の番号を入力</p> <p><アセアン第三国産材料> 第1604.14の産品：材料名、IOTCに登録された船名、登録番号、登録国名 第7類、第16類、第18類～20類の産品：アセアン第三国で収穫等された材料名、国名 第61類、第62類の産品：タイまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名</p> <p>Marks and numbers (ケースマーク：荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p> <p>Number and kind of packages: (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>			
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>			
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓</p> <p>I, the undersigned, declare that:</p> <ul style="list-style-type: none"> · the above details and statement are true and accurate. · the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; · the country of origin of the good(s) described above is _____ <p>Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日</p> <p>Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン</p> <p>Name(printed): _____</p> <p>Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証 (商工会議所使用欄)</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office: _____</p> <p>Stamp: _____</p> <p>Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン</p> <p>Signature: _____</p>		

<日インドネシア協定> 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's name, address, and country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)</p>	<p>Certification No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号) /</p>	
<p>2. Importer's name, address and country: (欄2) インドネシアの輸入者(英文名称、住所、国名) ※遡及発給の場合は船積日を印字。</p>	<p style="text-align: center;">AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF INDONESIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p style="text-align: center;">CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p style="text-align: center;">FORM JIEPA</p> <p style="text-align: center;">Issued in Japan</p>		
<p>3. Means of transport and route (as far as known) (欄3) 輸送手段(知りうる限りで) ※構成基準を満たしている必要あり (日本 → インドネシア)</p>			
<p>4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number (欄4) 項目番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号</p> <p><特殊な品名> 号(HS番号6ケタ)を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力(インスタントカレー、いぐさ等)</p> <p><アセアン第三国産材料> 第50類~63類の産品: インドネシアまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名</p> <p>Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p> <p>Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>			<p>5. Preference criterion (欄5) 特惠基準</p> <p>A基準(A) (完全生産品)</p> <p>B基準(B) (原産材料のみから生産される産品)</p> <p>C基準(C) (品目別規則を満たす産品)</p> <p><救済規定> 僅少(DMI) 累積(ACU) 代替性のある産品および材料(FGM)</p>
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>			
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓</p> <p>I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____</p> <p>Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日</p> <p>Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン</p> <p>Name(printed): _____</p> <p>Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証(商工会議所使用欄)</p> <p>It is hereby certified on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office: _____</p> <p>Stamp: _____</p> <p>Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン</p> <p>Signature: _____</p>		

＜日ブルネイ協定＞ 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's Name, Address, and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)</p>	<p>Certification No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号) /</p>	
<p>2. Importer's Name, Address and Country: (欄2) ブルネイの輸入者(英文名称、住所、国名) ※遡及発給の場合は船積日を印字。</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND BRUNEI DARUSSALAM FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan</p>		
<p>3. Transport details (means and route)(as far as known) (欄3) 輸送手段(知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ ブルネイ)</p>			
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number (欄4) 項目番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号 <特殊な品名> 号(HS番号6ケタ)を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力(えび、みりん、飲み物(アルコール1%未満)等) <アセアン第三国産材料> 第1604.14の産品: 材料名、IOTCIに登録された船名、登録番号、登録国名 第4類、第11類、第16類~20類、29類の産品: アセアン第三国の材料名、国名 第50類~63類の産品: ブルネイまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名 Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>			<p>5. Preference criterion (欄5) 特惠基準 A基準(A) (完全生産品) B基準(B) (原産材料のみから生産される産品) C基準(C) (品目別規則を満たす産品) <救済規定> 僅少(DMI) 累積(ACU) 代替性のある産品 および材料 (FGM)</p>
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>			
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日 Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン Name(printed): _____ Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証(商工会議所使用欄) IT is hereby certified on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp: _____ Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン Signature: _____</p>		

<日フィリピン協定> 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's Name, Address, and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)</p>	<p>Reference No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号) /</p>	
<p>2. Importer's Name, Address and Country: (欄2) フィリピンの輸入者(英文名称、住所、国名) ※遊及発給の場合は船積日を印字。</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p>CERTIFICATE OF ORIGIN</p> <p>【 FORM JP 】</p> <p>Issued in Japan</p>		
<p>3. Means of transport and route (欄3) 輸送手段 ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ フィリピン)</p>			
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code (欄4) 項目番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、 その他の記号</p> <p><特殊な品名> 号(HS番号6ケタ)を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、 当該細分への該当が判断できる品名を入力(アイダーダウン、キルト等)</p> <p><アセアン第三国産材料> 第1604.14の産品: 材料名、IOTCに登録された船名、登録番号、登録国名 第18類、第20類の産品: アセアン第三国の材料名、国名 第50類~63類の産品: フィリピンまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名</p> <p>Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため 改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p> <p>Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため 改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>	<p>5. Origin criterion (欄5) 特惠基準</p> <p>A基準 (A) (完全生産品)</p> <p>B基準 (B) (原産材料のみから生産される産品)</p> <p>C基準 (C) (品目別規則を満たす産品)</p> <p><救済規定> 僅少 (DMI) 累積 (ACU) 代替性のある産品 および材料 (FGM)</p>	<p>6. Quantity (gross or net weight or other quantity units) (欄6) 数量または重量</p>	<p>7. Invoice number(s) and date(s) (欄7) インボイス番号と日付</p> <p><記載方法> 輸入通関にて</p> <p>①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付</p> <p>②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は記載不要</p>
<p>8. Certificate Number of the Phytosanitary Certificate or ITDI Certificate, if applicable. (欄8) 植物検疫証明書番号 ※輸入国政府の記載欄</p>	<p>9. Remarks: (欄9) 備考 (遊及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) non-Party invoicing、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>		
<p>10. Declaration by the exporter: (欄10) 輸出者宣誓</p> <p>I, the undersigned, declare that:</p> <ul style="list-style-type: none"> the above details and statement are true and accurate. the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; the country of origin of the good(s) described above is _____ <p>Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日</p> <p>Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン</p> <p>Name(printed): _____</p> <p>Company: _____</p>	<p>11. Certification (欄11) 認証(商工会議所使用欄)</p> <p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office: _____</p> <p>Stamp: _____</p> <p>Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン</p> <p>Signature: _____</p>		

<日ベトナム協定> 特定原産地証明書の留意事項

<p>1. Exporter's Name, Address, and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者(英文名称、住所、国名)</p>	<p>Certification No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号) /</p>	
<p>2. Importer's name or Consignee's Name (if applicable), Address and Country: (欄2) ベトナムの輸入者または荷受人(英文名称、住所、国名) ※遡及発給の場合は船積日を印字。</p>	<p>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Form JV Issued in Japan</p>		
<p>3. Transport details (means and route)(if known) (欄3) 輸送手段(知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ ベトナム)</p>			
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s): (欄4) 項目番号(必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、HS番号、品名 HSコードは2007を使用。 <特殊な品名> 号(HS番号6ケタ)を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力(カラー等) <アセアン第三国産材料> 第50類~63類の産品: ベトナムまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名 Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号)※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内(制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>	<p>5. Preference criteria (欄5) 特惠基準 WO基準(WO) (完全生産品) PE基準(PE) (原材料のみから生産される産品) 一般規則基準(CTH/LVC) 品目別規則基準(CTC/LVC/SP) <判定基準> 関税番号変更基準(CTC) 付加価値基準(LVC) 加工工程基準(SP) <救済規定> 僅少(DMI) 累積(ACU) 同一のまたは交換可能な材料(IMI)</p>	<p>6. Weight or other quantity (欄6) 重量または数量</p>	<p>7. Invoice number(s) and date(s) (欄7) インボイス番号と日付 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※日付が不明な場合は日本の輸出者発行のインボイス日付</p>
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (遡及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字</p>			
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日 Signature: _____ ※発給申請者の氏名とサイン Name(printed): _____ Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証(商工会議所使用欄) It is hereby certified on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp: _____ Place and Date: _____ ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン Name(printed): _____ Signature: _____</p>		

<日アセアン協定> 特定原産地証明書の留意事項

Number of page

1

<p>1. Goods consigned from (Exporter's name, address, country) (欄1) 輸出者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>Reference No. (証明書番号) THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT) CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ Issued in Japan</p>			
<p>2. Goods consigned to (Importer's / Consignee's name, address, country) (欄2) 輸入者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>4. For Official Use (欄4) 公的使用欄 <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Given Under AJCEP Agreement <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Not Given (Please state reason/s) _____ Signature of Authorised Signatory of the Importing Country</p>			
<p>3. Means of transport and route (as far as known) (欄3) 輸送手段 (知りうる限りで) ※積送基準を満たしている必要あり (日本 ⇒ AJCEP締約国) Shipment date (船積日) ※避及発給の場合のみ記載されます Vessel's name / Aircraft etc. (便名) Port of discharge (荷揚港)</p>	<p>5. Item number (as necessary): Marks and numbers of packages: Number and kind of packages: Description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party at 6-digit level)</p>	<p>6. Preference criteria (see Notes overleaf)</p>	<p>7. Quantity (gross or net weight or other quantity)</p>	<p>8. Number and date of invoices</p>
<p>(欄5) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名 (HS番号等含) <特殊な品名> 号 (HS番号6ケタ) を分割してできた細分毎に品目別規則を満たしている品目は、当該細分への該当が判断できる品名を入力 (みりん、飲み物 (アルコール1%未満)、キルト等) Marks and numbers (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合はN/Aが自動的に印字 ※半角英数字、半角記号で300文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、300文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください Number and kind of packages (荷姿) ※半角英数字、半角記号で150文字以内 (制限文字内で主要項目を入力)、自動的に改行されるため改行ボタンは使用不可、150文字近い入力の場合は証明書プレビューで確認してください</p>	<p>(欄6) 特恵基準 WO基準 (完全生産品) PE基準 (原産材料のみから生産される産品) 一般規則基準 (CTH/RVC) 品目別規則基準 (CTC/RVC/SP) <判定基準> 付加価値基準 (RVC) 関税番号変更基準 (CTC/CTH) 加工工程基準 (SP) <救済規定> 僅少 (DMI) 累積 (ACU)</p>	<p>(欄7) 数量</p>	<p>(欄8) インボイス番号と日付 <記載方法> 輸入通関にて ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は日本の輸出者のインボイス番号および日付</p>	
<p>9. Remarks (欄9) 備考 (避及発給の場合) 「ISSUED RETROACTIVELY」ボックスに自動チェック (第三国発行インボイス使用の場合) 「Third Country Invoicing」ボックスに自動チェック、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字 <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing <input type="checkbox"/> Issued Retroactively</p>				
<p>10. Declaration by the exporter (欄10) 輸出者宣誓 The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in JAPAN _____ (Country) and that they comply with the requirements specified for these goods in the AJCEP Agreement for the goods exported to _____ (Importing Country) ※発給申請者の氏名とサイン Place and date, printed name, signature and company of authorised signatory</p>	<p>11. Certification (欄11) 認証 (商工会議所使用欄) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: Place and Date: _____ (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 Printed name: _____ ※発給申請者の氏名とサイン Signature: _____ Stamp</p>			

(様式：農林産品に係る生産証明書)

(判定依頼者) 殿

年 月 日

農林産品に係る生産証明書

住所(下記者の住所及び連絡先)

氏名(生産者又は卸売り業者等) 印

下記のとおり生産されたものであることを証明します。

記

1. 農林産物の種類 :

(注) 農林産物の一般的な名称を記載してください。

2. HS番号(6桁ベース) :

3. 収穫地(都道府県名) :

4. その他

(様式：農林産加工品に係る製造証明書)

(判定依頼者) 殿

年 月 日

農林産加工品に係る製造証明書

住所（下記者の住所及び連絡先）

氏名（加工業者等）

印

下記のとおり加工したものであることを証明します。

記

1. 加工品名：

2. HS番号（6桁ベース）：

3. 加工時期： 年 月

4. 原材料の輸入割合：

(1) 全て日本産又は（EPA締約国名）産の原材料を使用。

(2) (1)以外の輸入原材料を使用。

主な輸入原材料名及び原産国：

(注) 加工品製造の際に、輸入原材料を使用している場合には、その主な原材料と原産国を記載してください。

※記載例：小麦（オーストラリア産）、大豆（アメリカ産）

また、利用する各経済連携協定の原産地規則（個別原産地規則）に合致していることを確認願います。

5. その他：

(様式：漁獲・養殖証明書)

(表面)

(判定依頼者) 殿

年 月 日

漁獲・養殖証明書

住所(下記者の住所及び連絡先)

氏名(漁業者又は漁業協同組合等) 印

下記のとおり漁獲(生産)されたものであることを証明します。

記

1. 水産物の種類 :

(注) 魚等の種類を標準和名で記載してください。

2. 生産水域: (1) 領海内 (2) 排他的経済水域 (3) 公海

(注) 外国の排他的経済水域は公海に含めてください。なお、領海内で生産された場合には、以下の4及び5の記載は不要です。

3. 生産方法: (1) 養殖

(注) 輸入種苗を使用していない場合に限る。

(2) 定置網漁業(大型定置、サケマス定置含む)

(3) 底びき網漁業(遠洋、沖合、小型含む)

(4) まき網漁業(大中型、中小型含む)

(5) 延縄漁業(まぐろ延縄含む)

(6) 棒受網漁業

(7) 釣り漁業(かつお一本釣り、いか釣り含む)

(8) その他(漁業)

4. 使用された漁船 :

漁船名: 【 】

(注) 複数の漁船で生産された場合には複数を一括して記載してください。領海内で生産した場合には漁船名は不要です。

(裏面)

(1) 上記漁船は以下①～③の全ての基準に適合している。

- | |
|--------------------------|
| ①日本で漁船登録されている漁船 |
| ②日本の法令を遵守している漁船 |
| ③日本人（又は日本資本の会社）が所有している漁船 |

(2) (1) 以外の場合

(注) 各経済連携協定の原産地規則に合致している旨の証拠書類を提示し、個別に検討する必要があります。

5. 幹部船員及び乗組員：

(1) 船長等幹部船員全員及び75%以上の乗組員が日本人

(2) (1) 以外の場合で特定の経済連携協定の原産地規則に合致している。

(注) 利用する経済連携協定の原産地規則（船の定義）に合致していることを確認してください。

(参考例) 日タイ経済連携協定では、幹部船員を含む全乗組員の75%以上が日本、タイ若しくはアセアン加盟国の国民であることが基準となっています。

(上記5.(1)に当てはまらない場合、4. で記載された船毎に、以下の船員名簿の提出をお願いします。記載しきれない場合は、船名、船員役職、氏名、国籍が分かる資料の添付で可。)

< 船 員 名 簿 >

(船 名)

1. 上級乗組員（船舶職員）：日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

	氏 名	国籍		氏名	国籍
1			5		
2			6		
3			7		
4			8		

2. その他の乗組員：日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

番号	氏 名	国籍	番号	氏名	国籍
1			7		
2			8		
3			9		
4			10		
5			11		
6			12		

6. その他

(様式：加工証明書)

(表面)

(判定依頼者) 殿

年 月 日

加工証明書

住所(下記者の住所及び連絡先)

氏名(加工業者等)

印

下記のとおり加工したものであることを証明します。

記

1. 原材料漁獲者名：

(個人又は企業、団体等の名称)

2. 加工品名：

3. 加工時期： 年 月(～ 年 月)

4. 原料の輸入割合：

(1) 別途提示した漁獲・養殖証明書に記載した水産物を原料に使用。

(2) (1) 以外の水産物を原料に使用。(国産(主要原料のみで可))

(注) 主要原料に輸入原料を使用している場合には、利用する各経済連携協定の原産地規則(個別原産地規則)に合致していることを確認してください。

(裏面)

工船により洋上で加工した場合に使用される様式

4. 使用された工船 :

工船名: 【 _____ 】

(1)使用された工船は以下①～③の全ての基準に適合している。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①日本で登録されている工船 ②日本の法令を遵守している工船 ③日本人(又は日本資本の会社)が所有している工船 |
|--|

(2)(1)以外の場合

(注) 各経済連携協定の原産地規則に合致している旨の証拠書類を提示し、個別に検討する必要があります。

5. 幹部船員及び乗組員 :

(1)船長等幹部船員全員及び75%以上の乗組員が日本人

(2)(1)以外の場合で特定の経済連携協定の原産地規則に合致している。

(注) 利用する経済連携協定の原産地規則(船の定義)に合致していることを確認してください。

(参考例) 日タイ経済連携協定では、幹部船員を含む全乗組員の75%以上が日本、タイ若しくはアセアン加盟国の国民であることが基準となっています。

(上記5.(1)に当てはまらない場合、4. で記載された船毎に、以下の船員名簿の提出をお願いします。記載しきれない場合は、船名、船員役職、氏名、国籍が分かる資料の添付で可。)

< 船 員 名 簿 >

(工 船 名)

1. 上級乗組員(船舶職員) : 日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

	氏 名	国籍		氏名	国籍
1			5		
2			6		
3			7		
4			8		

2. その他の乗組員 : 日本国籍取得者 ○○名中 ○○名

番号	氏 名	国籍	番号	氏名	国籍
1			7		
2			8		
3			9		
4			10		
5			11		
6			12		

6. その他

○日スイス協定における誓約書利用について

1. 第一種原産品誓約書ヒナ型

様式第一の二（第三条関係）

第一種原産品誓約書

年 月 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

(ふりがな)

住 所

代表者の氏名

印

連 絡 先

(電話番号)

(FAX 番号)

(E-mail)

(担当者名)

当社は、当社が生産した下記の物品は、(経済連携協定の名称)に基づく特定原産品であることを誓約し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(以下「法」という。)第3条第5項の規定により、本誓約書の交付を受けた発給申請者が経済産業大臣(法第8条第3項の規定により指定発給機関に読み替える場合を含む。以下同じ。)に対し提出すること、及び経済産業大臣が第一種特定原産地証明書の発給のために本誓約書に基づき審査を行い、必要と認める場合には当社に対し追加の資料や情報を求めることをあらかじめ了解します。

記

HSコード	物品の品名(英文)

<備考>

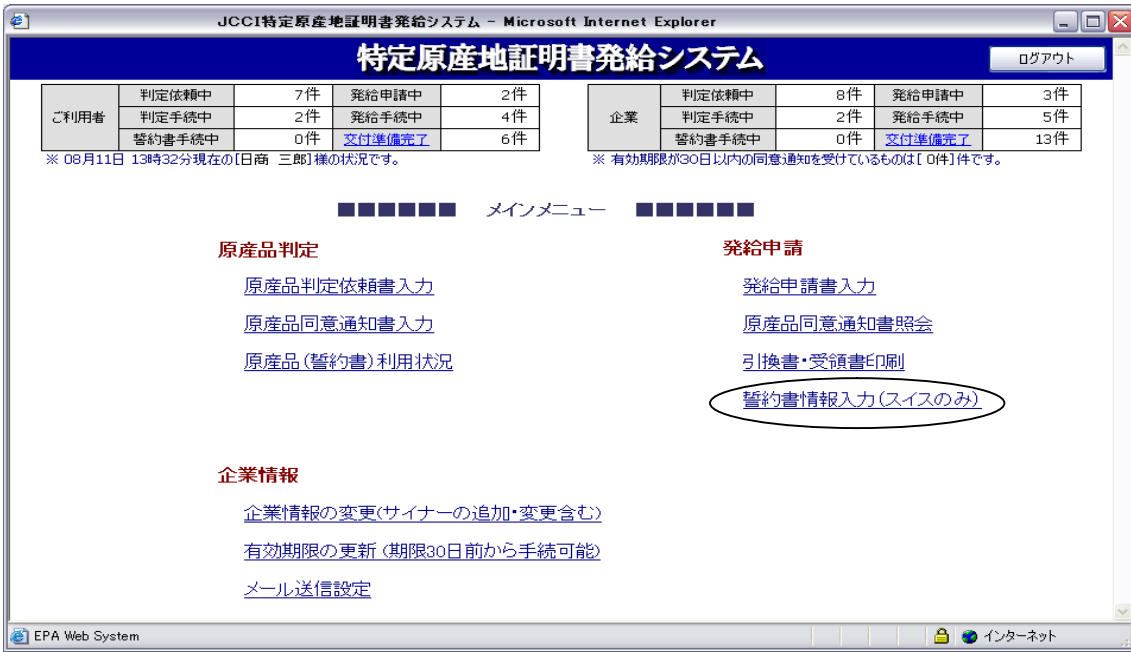
この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2. 具体的な誓約書の利用方法

入手した誓約書を利用するためには、インターネット上の特定原産地証明書発給システムから「誓約書の情報」を入力し、日本商工会議所に登録する必要があります。

(1) 誓約書情報の入力

「メインメニュー画面」から「誓約書情報入力」をクリックしてください。



< 誓約書産品利用申請一覧からの入力作業 >

「誓約書産品利用申請一覧」画面において、新規入力を行う場合、「新規入力」をクリックしてください。過去のデータを利用する場合、「複写」を選択してください。過去のデータを削除する場合は「削除」をクリックしてください。



「新規入力」の場合

「新規入力」をクリックすると、誓約書産品利用申請の画面が表示されます。

誓約書産品利用申請 メニューに戻る

キャンセル 保存 誓約書産品利用申請

協定	日スイス協定	
判定事務所	事務所選択	

※産品利用申請は7判定事務所で行いますが、発給申請は21事務所

***下記の欄のうち、◎のついた欄は必須項目となりますので、必ずご記入ください。

■発給申請者（誓約書における産品利用者）

発給申請者	◎ 企業登録番号	A00030367
	◎ 和文氏名	日商 三郎
	◎ 和文社名(屋号)	日商製作所 株式会社
	◎ 郵便番号	〒111-0000
	◎ 所在地	東京都千代田区神田須田町2-2

利用申請する事務所の選択
※申請事務所は7事務所

生産者の企業登録番号を入力して情報取込ボタンを押します。

誓約書に記載のHSコードと産品名(英文)を入力します。HSコードは2007を使用

生産者の担当者名、連絡先を入力してください。

キャンセル 保存 誓約書産品利用申請

＜誓約書受付番号の付与＞

「誓約書産品利用申請」をクリックして、以下の画面表示になりましたら、誓約書情報入力は終了です。

JCC1特定産地証明書発給システム - Microsoft Internet Explorer

誓約書産品利用申請 メニューに戻る

誓約書受付番号

協定: 日スイス協定
誓約書受付番号: 00002008
申請受付事務所: 東京事務所

※この番号は、お問い合わせの際に必要になります。

新規入力 一覧表 控え印刷

ページが表示されました

※誓約書は、1発給に限り有効となります。
※複数の発給に利用する場合は、複数回の登録が必要ですので、ご注意ください。

特定原産地証明書の取得や EPA 活用に関するお問合せ先

- ・日本商工会議所は、経済産業大臣から経済連携協定（EPA）に係る特定原産地証明書の発給事務を行う指定発給機関としての指定を受けています。
- ・EPA 全般に関するお問合わせ（ビジネス相談含）については、日本貿易振興機構（ジェトロ）まで、EPA 関連法令については、経済産業省原産地証明室までご連絡ください。
- ・特定原産地証明書発給については、日商国際部および日商事務所までご連絡ください。
- ・ジェトロの中小企業経済連携協定活用促進事業の一環として、特定原産地証明書発給については、日商国際部と大阪事務所にて個別相談を受けています。

<EPA 関連法令に関する相談>

経済産業省 原産地証明室（※認定輸出者制度含む）	TEL：03-3501-0539
--------------------------	------------------

<特定原産地証明書に関する相談>

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当			TEL：03-3283-7850
判定	発給	日商事務所	
	○	札幌事務所（札幌商工会議所内）	TEL：011-231-1332
	○	仙台事務所（仙台商工会議所内）	TEL：022-265-8185
	○	黒部事務所（黒部商工会議所内）	TEL：0765-52-0242
	○	千葉事務所（千葉商工会議所内）	TEL：043-227-4101
○	○	東京事務所（東京商工会議所内）	TEL：03-3283-7771
○	○	横浜事務所（横浜商工会議所内）	TEL：045-671-7406
○	○	浜松事務所（浜松商工会議所内）	TEL：053-452-1112
	○	清水事務所（静岡商工会議所内）	TEL：0543-53-3401
	○	富士事務所（富士商工会議所内）	TEL：0545-52-0995
○	○	名古屋事務所（名古屋商工会議所内）	TEL：052-223-5720
	○	蒲郡事務所（蒲郡商工会議所内）	TEL：0533-68-7171
	○	豊川事務所（豊川商工会議所内）	TEL：0533-86-4101
	○	四日市事務所（四日市商工会議所内）	TEL：059-352-8191
	○	福井事務所（福井商工会議所内）	TEL：0776-33-8253
○	○	京都事務所（京都商工会議所内）	TEL：075-212-6410
○	○	大阪事務所（大阪商工会議所内）	TEL：06-6944-6216
	○	神戸事務所（神戸商工会議所内）	TEL：078-303-5806
	○	広島事務所（広島商工会議所内）	TEL：082-222-6651
	○	福山事務所（福山商工会議所内）	TEL：084-921-2346
	○	高松事務所（高松商工会議所内）	TEL：087-825-3501
○	○	福岡事務所（福岡商工会議所内）	TEL：092-441-1117

<個別相談>

<東京>日商国際部（相談担当） FAX：03-3216-6497、E-mail：tokuteico@jcci.or.jp
 <大阪>日商大阪事務所（相談担当） FAX：06-6944-6248、E-mail：tokuteico@jcci.or.jp